
令和5年 第2回（定例）由 布 市 議 会 会 議 録（第6日）

令和5年6月27日（火曜日）

議事日程（第6号）

令和5年6月27日 午前10時00分開議

日程第1 請願について

日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第1号）」

日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第2号）」

日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」

日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」

日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第7 議案第48号 由布市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について

日程第8 議案第49号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第50号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第51号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について

日程第11 議案第52号 由布市民運動場条例の一部改正について

日程第12 議案第53号 由布市火災予防条例の一部改正について

日程第13 議案第54号 令和5年度由布市一般会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第55号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第56号 令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第57号 財産の取得について

日程第17 議案第58号 工事請負契約の締結について

日程第18 決算特別委員会の設置

追加日程

日程第1 報告第9号 専決処分の報告について

日程第2 報告第10号 専決処分の報告について

日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

日程第1 請願について

日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第1号）」

日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第2号）」

日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」

日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」

日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第7 議案第48号 由布市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について

日程第8 議案第49号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第50号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第51号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について

日程第11 議案第52号 由布市民運動場条例の一部改正について

日程第12 議案第53号 由布市火災予防条例の一部改正について

日程第13 議案第54号 令和5年度由布市一般会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第55号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第56号 令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第57号 財産の取得について

日程第17 議案第58号 工事請負契約の締結について

日程第18 決算特別委員会の設置

追加日程

日程第1 報告第9号 専決処分の報告について

日程第2 報告第10号 専決処分の報告について

日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（18名）

1番 首藤 善友君	2番 志賀 輝和君
3番 佐藤 孝昭君	4番 高田 龍也君
5番 坂本 光広君	6番 吉村 益則君
7番 田中 廣幸君	8番 加藤 裕三君
9番 平松恵美男君	10番 太田洋一郎君
11番 加藤 幸雄君	12番 甲斐 裕一君
13番 佐藤 郁夫君	14番 渕野けさ子君
15番 佐藤 人己君	16番 田中真理子君
17番 鷺野 弘一君	18番 長谷川建策君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚美由紀君	書記 松本 英美君
書記 中島 進君	書記 生野 洋平君

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	相馬 尊重君	副市長 ……………	小石 英毅君
教育長 ……………	橋本 洋一君	総務課長 ……………	庄 忠義君
財政課長 ……………	大久保 暁君	総合政策課長 ……………	一法師良市君
会計管理者 ……………	佐藤 幸洋君	建設課長 ……………	三ヶ尻郁夫君
商工観光課長 ……………	古長 誠之君		

福祉事務所長兼福祉課長	武田 恭子君
挾間振興局長兼地域振興課長	小野嘉代子君
庄内振興局長兼地域振興課長	佐藤 俊吾君
湯布院振興局長兼地域振興課長	後藤 睦文君
教育次長兼教育総務課長	日野 正美君
消防長	大嶋 陽一君

午前10時00分開議

○議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。連日、御苦勞でございます。暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

今定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また、現地調査等で大変お疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

○議長（長谷川建策君） まず、日程第1、請願についてを議題といたします。

継続審査となっていました請願1件及び本定例会に付託いたしました請願1件については、常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員長、加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長の加藤裕三でございます。

請願審査の報告をいたします。

請願審査報告書。本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記。

日時、令和5年6月22日木曜日、現地調査、請願審査、まとめ。

場所、本庁舎3階第3委員会室、現地、湯布院町川上でございます。

出席者は、委員全員でございます。

書記は、議会事務局です。

裏面をお開きください。

審査結果です。請願、受理番号4、受理年月日、令和4年11月7日。

件名、市道認定に関する請願について。

本請願は、由布市湯布院町川南547番2地先から川南591番1地先の里道について市道編入を求めるもの。

前回の審査にて、公図上の道路幅と実際の道路幅とが異なっているため、市道認定基準に照らし、里道と私有地との境界を明確に分筆する必要があることを請願者と一緒に確認しており、分筆して道路用地を市に無償寄附することは、現状では困難であるとの結論に至った。

慎重審査の結果、不採択すべきと決定した。

審査の結果、不採択すべきと決定。

受理番号2、受理年月日、令和5年2月27日。

件名、「由布市における開発事業」に関する請願。

本請願は、湯布院町で行われている潤いのある町づくり条例の適用となっていない開発事業に対して、当該条例に準じて開発注文者及び工事施工者に対し事業説明及び施工説明を求めるもの。

当委員会として現地調査を行い、請願者からの聞き取りを行った。また、執行部からは当該条例の適用外であることの確認を行った。

委員からは、条例適用外の案件に対し、議会がどういう権限で関わっていけるのかという意見が出され、他の委員からは、事業者より3月に説明会が開かれたが、その内容に納得できていないため引き続き話し合いを求めている請願者の願意は理解するとの意見も出た。

慎重審査の結果、趣旨採択すべきと決定した。

審査の結果、趣旨採択すべきと決定。

以上です。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることをお願いします。

まず、令和4年受付、請願受理番号4、市道認定に関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。坂本光広君。

○議員（5番 坂本 光広君） ここに書いてある分筆して道路用地を市に無償寄附することは現状では困難にあるというのは、請願者から言われたんですか。それとも委員会が決めたんでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） 現地で双方にて確認をした結果、請願者が難しいという

ふうに見えました。

以上です。

○議長（長谷川建策君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） ないようでございます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採択します。この請願は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立0名〕

○議長（長谷川建策君） 起立少数です。よって、令和4年受付、受理番号4の請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号2、「由布市における開発事業」に関する請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。加藤幸雄君。

○議員（11番 加藤 幸雄君） 産業建設常任委員長にお伺いいたします。

請願者に対する説明会が行われたということで、一応、3月に行われたということなんですけど、工事自体はいつ頃から始まって、工事のほうが先なのか、説明会のほうが先なのか分かりますか。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） お答えをいたしますが、審議の中では、工事がいつスタートしてというよりも、3月8日ということ、1名の方が取り下げをした内容にそういうふうに記載をされていたので、そこで確認をしたということでもあります。

○議長（長谷川建策君） ほかにありませんか。渕野けさ子さん。

○議員（14番 渕野けさ子君） 委員長にお伺いします。

当該条例に準じて開発注文者及びというふうに、準じてという文言が入っております。この請願の中にも、潤いのある町づくり条例に準じて事業説明及び施工説明を求めるものです。この準じてということが、法令に該当すればあれなんですけど、準じてという意味をどのように解釈して話し合いができたのか。もし、そういう御意見がありましたらお聞かせください。

それともう一つ、請願の内容をいただいても、担当する課がないということのようではありますが、そのことについても委員の中でちゃんと説明がなされたのかどうか、お伺いいたします。

そして、また、3つ目が趣旨採択の意味、ここにも載っているんですけども、どういう趣旨採

択をするべきだという形での議論が出たのか、また、それに対する、そうではないという反対の意見はどのような意見が出たのか、お聞きします。

これは3月議会の途中で上がってきたものなのですが、そのときにもちょっとお話が出たんですけれども、印鑑を押している人が、結局、由布市、ここに住んでいない人がいるのではないかとというような話もその当時出ておりましたけれども、そういうこともきちんと調べていただいているのでしょうか。それでいいのか、悪いのかというのは分かりませんが、そういう意見が出たのかどうか、お聞きします。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） お答えします。

まず最初に、準じての議論ですが、これは準じてということに対してというよりも、現地で工事がもうスタートしている中での地元からのそういった内容でしたので、あくまでも担当課としては潤いのある町づくり条例の担当課である都市景観推進課にこの案件に対しての確認を行わせていただきました。

その中では、審議の報告の中でも述べていますが、条例にはかからないということでありましたので、その中で、それではどこがするのかという議論は特にしていません。この請願の願意について審議をいたしました。

次に、その課がないということではありますが、工事がスタートをしていますので、その中でも地域の方はそういったいろんなことで悩まされているというふうな、現地でもありましたので、私どもとしては、どの課が対応するかという議論にも特に審議をした経過はございません。

それから、趣旨採択としてですが、本来、採択か不採択かという、最終的にはそうですが、最終的に委員会の中で審議をする中で、最終的に採択、趣旨採択、不採択ということで、3つの案件で皆さんに挙手をしてもらいました。その中での趣旨採択という決定をいたしました。

印鑑についてですが、請願書の内容について、委員会として調査はいたしておりません。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 渕野けさ子さん。

○議員（14番 渕野けさ子君） 先ほど準じてということに関しては、この文言に関しては議論されていないということでもあります。恐らく準じてという言葉を使っているいろんな法令に結びつけていくというのは危険であるというふうに私は思っております。それで、その準じてという言葉がどういうふうに委員会の中で使われて問題視されたのかというのをお聞きしたかったです。条例適用外の案件なので、恐らくそのところは、この文言で答えが出ているのかなと、今、そういうふうに思いました。

それから、これは、先ほど言ったように、3月時点で、私、お聞きしたときに、先に工事が始

まっているということが出たんですけども、建設確認の申請とか、それは昨年１０月２６日に景観条例８条にのっとって、それはされておりました。

次に、湯の坪街道近辺地区の景観計画についての厳しい中の決まり事があるんですけども、そこも１０月２６日に近隣の方に説明をして、印鑑をいただいて、工事が始まっているというふうに、流れとしては、私もどちらの意見もお聞きしないといけないと思って調べさせていただきました。そういうことで、３月８日には、そういう中で、意見、要するに説明会がなされていないので会議を持ってほしいということを、そのときは、多分、議長、副議長、議運の委員長、副委員長という形で、私も現地を見てみないと分からないので行かせていただきました。そのときに、地域整備課の井原課長ともう一人職員の方が２人見えられて説明を詳しくお聞きしました。

話し合いを、説明会をぜひそのときに持つようにしてくださいという形で、課長にもそのときに現地をお願いしたことを、皆さんでお願いしたことを覚えております。そしたら、それは連絡を取りましょうという形で、課長も前向きに、蓋かけることも前向きな、そのときは答弁だったと私は記憶しております。

ですから、もう既にこれが、この議会に上がったときには話し合いがなされましたという形で、自治委員さんの生嶋自治委員さんは請願の名前から消してくださいという依頼があって、議会のほうにもお見えになって、そういうふうに書いております。

ですから、当時のままの文章で請願が出ているので、これが果たして通用するのかということちょっと私も心配があったものですから、質問をさせていただきました。

先ほどの委員長の話で、趣旨採択、私はどういう、先々、どういうあれがあるのかという形で心配していたんですけども、趣旨採択というのは、便宜的な方法とか、一部採択と同様だというような修正案のようなものなんだということをお聞きしたんですけども、それで大体わかりました。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 答弁はいいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。佐藤郁夫君。

○議員（１３番 佐藤 郁夫君） まず、討論の仕方は反対者が先にして、あとは賛成者がするとお聞きしていますが、事務局、それでよろしいんですか。

○議長（長谷川建策君） そうですね。自分の立場を最初に述べてから発言をお願いします。

○議員（１３番 佐藤 郁夫君） では、１３番、佐藤郁夫です。私は、この趣旨採択された請願に反対の立場で討論に参加をいたします。

「由布市における開発事業」に関する請願書。

趣旨及び理由。これは割愛していますが、（仮称）玉の湯サービスアパートメント計画建築について、施主と施行者に対し、潤いのある町づくり条例に準じて事業説明及び施工説明を求めるものであります。

この請願を上程するか否かは、議会は議運で協議をしましたが、一部請願者が納得できないことから上程し、担当委員会で審査することになりました。

付託された産業建設常任委員会、私もその1人ですが、6月22日、現地にて請願者2名、紹介議員1名が立ち会い、聞き取り調査も行いました。

委員会審議では、まず、執行部より、潤いのある町づくり条例にこの件が該当するか否かの説明がありました。その結果、この件は該当しないとのことでありました。

また、施主と施工者は、先ほどから出ておりますが、今年3月8日に事業工事説明をしたとありました。

この請願の採択に当たっては、法令上の基準はないものの、議員に配られております全国の議員がこういうので勉強をしながらやっている議員必携を参考にすると、行政の権限、議会の権限事項に属する事項であるかがその判断基準とされております。

今回の現地調査により、民間対民間との論争であると私は確認をいたしました。したがって、行政なり、議会の権限に属しない事項に係るものは不採択とするほかないと、この議員必携に書いております。269ページです。

私は、結論として、この請願は不採択にすべき案件であります。

今回のような請願が提出されたとき、これからは議運で十分慎重な審査と、やはり、分かり合える協議が必要であると強く感じているところでありまして、以上、反対討論といたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、趣旨採択、賛成の方ございませんか。高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど反対討論の中でありましたが、条例にないので議員として話す、不採択にするべきだという意見でございますが、先ほど言われたように、議員必携の中には、私たち議員は議会提出の議案として条例を出すことができます。このように、今回、請願で出てきている部分に条例に当てはまらないんですが、地元の住民の皆様、市民の皆様、困っているという意見が上がってきていますので、議員としては、これはその請願を採択するではなく、市民の皆さんの思いを伝えましょうという形になっております。

条例に当てはまらないのであれば、現状、市民の皆さんが困っているということが、今、分かりましたので、議案として、議員提出の議案を出すべき話になってくるのではないのかと思います。

市民のための議員でありますので、趣旨採択でございます。これは、市民の思いを今後どのように伝えていくかという、私たちが今から考えることであって、委員会としては趣旨採択をしておりますので、条例にのっとしてどうこうしようという話は全然していませんので、今後、条例を作っていくべきではないのかと新しく考えるべきではないのかという思いの中で、私は趣旨採択を賛成する議員として討論させていただきます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） ほかに討論はございませんか。田中廣幸君。

○議員（7番 田中 廣幸君） 7番、田中廣幸です。私も産業建設常任委員の副委員長ですが、趣旨採択に、その協議の中で示したのは3名、不採択は2名、これは委員長は入らなかったんですが、先ほど来、潤いの町づくり条例に準ずるちゅう形で、大きな1つのくくりとして、町づくり条例というのを協議しました。

担当課と言ったらおかしいんですけど、担当する課から、この条例の内容については外れているということで、既に、この文章的には執行部という言葉にしております。

これは、やはり民間同士のお話であって、先ほど来、高田議員がおっしゃるように、議員必携ももちろん重要ではありますが、この案件を今後も続けていっていくと、違う請願も出たときに内容として同じだったら、またこの議論が始まっていくと思います。

ちょっと厳しいかもしれませんが、住民の方の意見も確かに聞きました。その問題が一番のネックだったと思いますが、この文章については説明会をしてほしいということで、請願者が1名下りたというように、3月8日の19時より説明会がなされているということで、それを大きく私は考えて、この趣旨採択に反対いたします。

○議長（長谷川建策君） ほかに討論はありませんか。賛成討論。志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） 私は、この趣旨採択に対して賛成の討論をさせていただきます。

ここの委員長報告にかいてあるとおりでございます。確かに、条例には反しないから、これにも議会がどのようにかわっていくのかということも佐藤郁夫議員も言われておりましたが、それは私も十分理解できます。

民の争いごとですから、争いごとと言ったらおかしいんですけど、民と民のあれですから、そこに議会が入っていくということはできないということはよく分かりますし、ただ、私が現地でその請願者2名のお話を聞いた中では、まだ、今、請願者が6名残っております。6名の方の、今、置かれている立場、あるいは、今、置かれている気持ちを考えたときに、私は、ここにありますように、請願者の願意は理解すると、趣旨採択ですから、願意は理解するという事で賛成をいたしました。

○議長（長谷川建策君） ほかに討論はありませんか。太田洋一郎君。

○議員（１０番 太田洋一郎君） 請願に対して反対の立場で討論させていただきます。

先ほど来、反対理由の中に、やはり民間と民間の紛争と言いますか、もめごとと言いますか、そういったことに対して議会が介入するということは、これは我々の議会としては非常に望ましくないというふうに思っております。これは、下手すると、非常にややこしい問題になっていくというふうに思っております。

そういった意味で、やはり、議会としてはこの問題は取り上げるべきではないというふうに思っておりますし、また、本来であれば、この請願を受け付けた時点でしっかり協議をして、民間と民間の問題に対して、議会は越権行為になるような行動はしてはいけないということで取り扱わないというのがベストだったのではないかというふうに思っております。

また、百歩譲って請願の中身を見ると、これが提出されたのが今年の２月２７日、それを受けて３月８日に温湯区公民館という地域の公民館で説明会をしているというところで、この説明会を求める部分はしっかりと成就しているのではないかというふうに判断いたしましたので、この後の展開を考えますと、これは否決にふさわしいというふうに考えております。

○議長（長谷川建策君） ほかに討論はありませんか。加藤幸雄君。

○議員（１１番 加藤 幸雄君） 条例には該当しないという話で、その辺はよく分かるんですけども、かなり大きな建物になるもので、近所の方は、やはり、どういう工事をするんだろうかという丁寧な説明がなされてなかったんじゃないかな。だから、議会のほうにお願いして説明していただくとありがたいということだったと思うんですけども、３月に説明会を開いていただいたということですけども、その説明がまだ納得できていない請願者がおられたので、また、こういう形になったのかと。

このときに丁寧な説明があれば、ここでこの請願書は取り下げになっていたと思うんですけども、それがなかったからこういう形になったんじゃないかと思います。

一応、賛成にします。

○議長（長谷川建策君） ほかに討論はありませんか。渕野けさ子さん。

○議員（１４番 渕野けさ子君） 私は、この請願を反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、先ほど気持ちが分かるから趣旨採択にという同僚議員がおられました。気持ちは私もよく分かるんです。でも、分かるからといってこれを請願に上げるというのは、やはり、民間対民間のことで、それは議会の中で処理すべきだというふうに、私はできるものだというふうに思いました。

なぜなら、私は３月議会のときに、この請願が上がったときに、議長、副議長、議運の委員長、副委員長で協議してくださいという形で議長室に入りました。なぜ、これがこういうふうになってきたの、こういう個人のあれは議会としては取り上げるべきではないと思ったので事情を聞

きました。そしたら、実はいろんなことがありましたというふうに事情を聞きました。それを聞いて、それだったら議会としてちゃんと両方の、請願を提案して提出してくださった議員と、また、その関係の議員とちゃんと議長室に呼んで、ここでしっかり話し合っ、ここの中で決めてもらいたいという、私は提案をしましたが、それもできませんでした。

そして、先日、議運でまたこれが上がりました。だから、私はまた同じことを提案しました。でも、結局、採決することなく、この請願がこのように上程されてしまいました。

私は気持ちが分からないとか、踏みにじるとか、そういう問題じゃなくて、やっぱり、請願の中身をきちんと時系列に見ても不備だというふうに思います。何でもかちゅうと、この潤いのある町づくり条例に準じてとか、今度、また違うときに、この条例に準じてとかいって出てきたときには、法令ちゅうのは何かということに思います。法令は、厳しくきちんとそれにのっとって、やっぱり議員としては扱うべきだというふうに私は感じております。

そんな形で、私も3月議会からですから、両方の意見をしっかりきいた上で、そして、是々非々できちんとお答えしたいと思ったので、いろいろ調べさせていただきました。そしたら、景観条例8条とか、いろんな計画とか、湯の坪街道の計画とか、それにのっとって、そのときは近所の方の関係各者の方の印鑑もいただいて進めておりますし、年末あたりから関係者にもやっぱり個々的に説明も伺っているということ、議長のお宅でお話したときにお聞きしております。

私は、なぜ気持ちが分かるのにこれを反対かちゅうと、やっぱり、こういう民間と民間の間に議会が介入すると、地域も分断されるんです。議会も分断というような形、やっぱり合議と納得の上で、議会の中でいろんな議論を尽くして、尽くし抜いて、また、それでもあれというときは、不満があるときには、また違う方向でとかいうような形でこの問題はしていただきましたかったです。

由布市の理念としては、地域自治を大切に、住み良さ日本一の由布市にというような理念があります。そういう中で、感情論じゃなくて、しっかり理を詰めてやっていただきましたかったというふうに思いますので、私は2回とも同じことを訴え、議運の副委員長として中をしっかりお聞きして訴えさせていただきましたけど、それが聞いていただけなかったとか、私自身の副委員長としての力不足だった、合意形成ができなかったことが本当に残念でなりません。本当にこれは議会の中できちんと収めてすべき問題だというふうにずっと思っていたので、それがなかなかかなえられなかったことがとても悲しく思っております。

そういう中で、私自身の副委員長としての力不足ということもすごく反省し、また、いろんな思いがありまして、私はこの議会で、副委員長という責を辞任したいというふうに思っております。ですから、私は2度とこういう民間と民間の間の問題に対しては、こういう請願という形で取り上げるべきではないというふうに強く思いましたので、反対討論とさせていただきます。

○議長（長谷川建策君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立5名〕

○議長（長谷川建策君） 起立少数です。

次に、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立5名〕

○議長（長谷川建策君） 起立少数です。よって、受理番号2の請願は不採択とすることに決定しました。

----- . ----- . -----

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第2、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第1号）」から日程第17、議案第58号、工事請負契約の締結についてまでの16件を一括議題といたします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） おはようございます。総務常任委員会委員長、田中真理子です。

当委員会に付託されました案件につきまして報告をいたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和5年6月21日水曜日、議案審査、まとめ。26日月曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室です。

出席者は、私以下、副委員長、佐藤孝昭、委員、淵野けさ子、委員、長谷川建策、同じく鷲野弘一、太田洋一郎の6名です。

担当課は、記載のとおりです。

書記は議会事務局です。

裏面を御覧ください。

審査結果。事件の番号、承認第2号、件名、専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第1号）」。

経過及び理由、本件は、一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,051万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を206億7,463万3,000円とするもの。本年4月23日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙に係る費用を計上したもので、緊急を要したことから、地方自治法の規定により令和5年4月3日付で専決処分を行ったものです。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定しました。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、承認第4号、件名、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」。

経過及び理由、本件は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部が改正されたことによるもので、緊急を要したことから、地方自治法の規定により令和5年3月31日付で専決処分を行ったものです。

改正点としては、森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備や新たに定義された特定小型原動機付自転車の車両区分の創設などの改正が主なものです。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定しました。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、承認第5号、件名、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」。

経過及び理由、本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、緊急を要したことから、地方自治法の規定により令和5年3月31日付で専決処分を行ったものです。

改正点としては、総務省令で定める対象施設に係る固定資産税の課税免除の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長すること等が主なものです。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定しました。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、議案第53号、件名、由布市火災予防条例の一部改正について。

経過及び理由、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気機具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正点としては、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、出力の上限を撤廃するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

次のページを御覧ください。

事件の番号、議案第54号、件名、令和5年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

経過及び理由、本補正予算は、一般会計歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,194万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を210億9,215万2,000円とするものです。

当委員会に係る補正予算の主なものとして、2款1項6目由布市に住みたい事業の1,050万円については、移住希望者の増が見込まれるため増額するものであり、また、2款3項1目個人番号カード交付事業の委託料325万6,000円の増額は、マイナポイントの設定期間が9月末まで延長されたことによるものです。

2款1項9目地域活力づくり総合事業232万円は、由布川峡谷遊歩道の路肩復旧工事であり、同目のコミュニティ施設整備促進事業委託料306万9,000円は、道の駅ゆふいんに係るデジタル田園都市国家構想交付金事業を活用するための申請支援業務委託料です。

また、旧湯布院公民館跡地整備事業の委託料319万円は、公民館跡地設計委託料の追加変更分で、工事請負費215万9,000円は、市営駐輪場移設に係る屋根設置工事とラックホール利用者の駐車場整備工事との説明を受けました。

ラックホール駐車場の確保については、4団体からの請願要望を受け、今回、新たに対策を取ったことに対し、各団体の理解を得られたとともに、今後、また駐車場の必要性が出てくれば、引き続き検討してほしいと協議がなされたとの報告を受けました。

委員会としては、長年の懸案事項である駅前の交通渋滞緩和に対する行政の姿勢を理解するとともに、団体の要望である駐車場を確保したとはいえ、今後、さらに住民の安心安全を守り、そして、利便性を十分に考慮しながら検討するよう意見を付した。

また、今後のプロポーザルの在り方や進め方については、広く丁寧なニーズの聞き取りをしていただき、課題解決に向けた起案をしていただけるよう意見を付しました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第57号、件名、財産の取得について。

経過及び理由、高規格救急車購入に伴う要件設定型一般競争入札を令和5年5月30日に執行した結果、株式会社消防防災大分本店が消費税を含む3,271万4,000円で落札し、5月31日付で仮契約を締結した。この契約を本契約とするために、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第58号、件名、工事請負契約の締結について。

経過及び理由、八山線八山橋上部工桁製作工事に伴う要件設定型一般競争入札を令和5年5月30日に執行した結果、株式会社名村造船所佐賀営業所が消費税を含む1億4,362万2,028円で落札し、6月2日付で仮契約を締結したこの契約を本契約とするために、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員会として、運用要領に基づいた最低制限価格の算定について説明を受け、令和8年度の完成に向け、着実に工程、工期を遵守するように意見を付しました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定です。

以上で報告を終わりますが、御可決賜りますよう御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、教育民生常任委員長、平松恵美男君。

○教育民生常任委員長（平松恵美男君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長、平松恵美男でございます。教育民生常任委員会に付託されました議案について、審査報告を行います。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、令和5年6月21日、議案審査・現地調査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階第2委員会室。

出席者は、教育民生常任委員6名でございます。

担当課は、記載のとおり。

書記は、議会事務局です。

次ページをお願いします。

事件の番号、承認第3号、件名、専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第2号）」。

経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ4,557万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ207億2,020万5,000円とするものである。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付について、令和5年5月末までの給付に努めるよう、国からの通知があったことにより、専決処分とし承認を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定した。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例

の一部を改正する条例」。

令和5年政令第132号による地方税法施行令の改正に伴い、条例の改正を行うものである。

一部改正の内容は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、現行20万円を22万円に改めるもの。

併せて、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に改めるもの。

条例の施行が令和5年4月1日からであり、時間的余裕がなかったことから専決処分とし、承認を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定した。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、議案第48号、件名、由布市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について。

経過及び理由。本議案は、手話が言語であることへの理解の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、障がいの有無にかかわらず、全ての市民がお互いの人格と個性を尊重し、安心して笑顔で暮らすことができる地域共生社会を実現することを目的とし、条例を制定するものである。

慎重審査の結果、職員や市民に対し周知徹底を図るとともに、手話講習会の開催や各種イベント等に手話通訳者を派遣するなどの取組を積極的に行うよう意見を付し、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第49号、件名、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法令等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和5年内閣府令第33号）の施行に伴い、保育所及び特定地域型保育の保育内容について、厚生労働大臣が定める指針から内閣総理大臣が定める指針に改められたことによるものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

次ページをお願いします。

事件の番号、議案第50号、件名、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）の施行に伴い、保育内容について、厚生労働大臣が定める指針から内閣総理大臣が定める指針に改められたことによるものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第52号、件名、由布市民運動場条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、「由布市湯平菊畑グラウンド」について、地元地権者との賃貸借契約期間が終了したことに伴い、由布市民運動場条例別表第1から「由布市湯平菊畑グラウンド」の項を削除するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

次ページをお願いします。

事件の番号、議案第54号、件名、令和5年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

経過及び理由。当委員会に係る歳出の主なものとして、3款1項1目区分1新型コロナウイルス緊急対策事業18節負担金、補助及び交付金1億3,650万円については、住民税非課税世帯給付金を4,500世帯に、また家計急変世帯給付金を50世帯に、それぞれ一律3万円を給付するもの。

3款2項2目区分1地域子育て支援づくり事業12節委託料の263万5,000円については、ニーズの高い由布川地区において、「こどもルームはさま」の出張ひろばを拡充するための委託料が主なものである。

10款1項3目教育指導費354万2,000円の減額については、財源となる県支出金が3名分減額となったことに伴う報酬の減額が主なものである。このことにより、スクールサポートスタッフ2名の減となったが、特別支援員2名を配置したことにより、学校現場には支障が生じていないとのこと。しかし一方では、学習指導員については1名の減となった旨の説明を受けた。委員会からは、令和6年度に向け、状況を見ながら早期に県と調整を図るよう意見を付す。

10款2項4目区分1小学校施設整備事業の1,375万円については、挟間小学校増築に伴うプールの解体工事によるものとの説明を受けた。

万全な安全対策を図るとともに、本工事については令和8年4月の供用開始に遅延が発生することのないよう意見を付す。

10款6項4目文化財保護費の12節委託料300万円については、B&G財団の補助金を財源として、後藤檜根さんを題材とした「ふるさとゆかりの偉人マンガ」を作成するもの、作成された成果品については、市内の3年生以上の小学生、小中学校図書館、市図書館等に配布をする

との説明を受けた。

10款7項2目体育施設費の692万3,000円については、湯布院スポーツセンターの浴室ボイラーを修繕するためであり、不具合の原因は機械の老朽化による可能性が高いとの説明を受けた。委員会からは、今後、利用者数がコロナ禍前の水準に戻っていく見込みであることもあり、他の機械設備等も含めセンターの運営に支障が生じることのないよう意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、慎重審査いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 次に、産業建設常任委員長、加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） お疲れさまです。産業建設常任委員長の加藤裕三です。委員会審査報告をいたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和5年6月22日木曜日。議案審査、まとめ。

場所、本庁舎3階第3委員会室。

出席者、記載のとおり、委員全員でございます。

担当課、水道課、商工観光課、環境課、農政課です。

書記、議会事務局です。

1ページをお開きください。

事件の番号、議案第51号、件名、由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、制度対象者の拡充を図るため、当該条例における利子補給交付対象者の要件を見直す改正を行うもの。

具体的には、中小企業者における個人と法人の定義の見直し及び交付対象者の条件としていた2年在住要件と由布市商工会の会員であることの要件を削除するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第54号、令和5年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

経過及び理由。本補正予算の当委員会における主な審査項目として、歳出における6款1項3目新型コロナウイルス緊急対策事業（農業振興）の農業活性化・スタートアップ圃場設置事業費補助金683万2,000円は、即時就農者に初期投資なしで営農を開始できる圃場を整備し

今年度より運営開始されたが、機材や仮設トイレ等の追加の必要性が生じたため補正をするもの。

また、同事業の飼料価格高騰緊急対策事業費補助金1,900万円は、物価高騰の影響が特に強い畜産農家に対し、飼料等購入経費の一部を支援するもの。

7款1項2目新型コロナウイルス緊急対策事業（商工振興）1億908万7,000円は、物価高騰の影響を受ける市民生活の支援と地域経済の活性化を目的として、プレミアム率30%の商品券を、紙及び電子で1万5,000セットずつ、計3万セットの発行を行う団体へ補助金を交付するもの。

当委員会として、以下のとおり意見を付す。

スタートアップ圃場設置事業については、地元の水利関係者との協議を十分に行い、圃場運営に支障を来さないよう留意すること。

プレミアム商品券については、紙クーポンの利点もあることは理解しているが、電子クーポンの特長や取扱い等について事業者へ丁寧な説明を行いながら、事業者及び利用者相互の利便性向上に努めること。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第55号、件名、令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。本議案は、令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計予算における歳入歳出予算に256万5,000円を追加し、総額を1億2,948万3,000円とするもので、インボイス制度対応納付書の作成費及び挾間町来鉢地区の原水ポンプと電磁流量計の修繕のための補正であるとの説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第56号、件名、令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。本議案は、令和5年度由布市水道事業会計予算における収益的収入を863万円増額し、総額8億8,624万円とし、収益的支出を70万3,000円減額し、総額8億5,027万6,000円とするもの並びに資本的収入を3,214万5,000円増額し、総額5億5,834万7,000円とし、資本的支出を3,229万7,000円増額し、総額8億9,786万7,000円とするもの。

補正の主な内容として、収益的収入の新型コロナ臨時交付金900万円は、公営企業運営における電気代についてもエネルギー高騰対策交付金の対象となったため、令和5年度の水道事業運営に係る電気代高騰分の補填を受けるもの。

資本的支出の委託料及び請負工事費については、県道別府挾間線道路改良工事に伴う配水本管
布設工事に係る費用として増額するものと説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

慎重審査の結果、原案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川建策君） ここで暫時休憩します。再開は11時20分とします。よろしくお願い
します。

午前11時06分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

各委員長の報告が終わりました。これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑につい
ては、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることを再度お願いいたします。

まず、日程第2、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般
会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告
のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第3、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般
会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第4、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第5号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第6、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第6号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第7、議案第48号、由布市手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第49号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第50号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第51号、由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第52号、由布市民運動場条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。本案は、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とします。この場合、議長にも採決権がありますので、念のため申し添えます。

ただいまの出席議員は18名です。この3分の2は12名です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。18人中起立18名、起立者18名であり、所定数以上

であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１２、議案第５３号、由布市火災予防条例の一部改正についてを議題とし質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第５３号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１３、議案第５４号、令和５年度由布市一般会計補正予算（第３号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。加藤幸雄君。

○議員（１１番 加藤 幸雄君） 公民館跡地の件ですけれども、総務委員長にお伺いいたします。

一応駐車場がある程度は確保できたということで、理解を得られたとありますけれども、先日、ゆふ大学の研修がありまして、やはりこういう事業がどんどんこれから増えてくる、そうすると、やはり隣のコンビニさんに止める方がまたかなり多くなってくる可能性があるなということがあります。この辺のところはどのような対処をするのか。それと、公用車の置くところを一部開放するということであったんですけども、公用車はどこに置くようになったのか、その辺を教えてください。

○議長（長谷川建策君） 田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） 今、加藤幸雄議員の質問にお答えをいたします。

そういった要件で、老人会等のイベント等で駐車場、止めたいという方が増えてくる可能性もあるかと思えます。その辺につきましては、一応、今の５４台なんですが、その分の確保については了承いただいたと、その後はやっぱり状況を見ながら確保へ向けて検討していくというお話をいただいております。それは、４団体ともそのような方向性を市のほうに示したということなので、今後それに向けて検討していただけたと思います。

それと、それ以上に小学校、夜間とかは由布院小学校のほうにも３０台ですか、止めるような余地があるということをお聞きしておりますので、その辺は十分かなと思います。

今のように、やはりその状況を見ながら、市のほうにもまた検討していただくというようなことをお願いしてあるので、市としてもその辺は十分受け止めているのではないかと考えておりま

す。

それと、職員の駐車場は、野田と、市営野田駐車場ですかね、それと国民宿舎の跡地、あの辺も検討しているということで返事をいただいております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 加藤幸雄君。

○議員（１１番 加藤 幸雄君） やはり小学校とラックホールのあの通りは、車の通りがかなり多くて、できるだけ大きな車が来ないような形が一番ベストなんですけども、やはり私たちが水曜日、あそこの公民館跡地の横断歩道で交通整理するんですけど、やはりバスのターミナルにいつも七、八台、３時頃ですね、子どもたちはコンビニのほうに渡る人が７割、真っすぐ駅前のほうに行く人が３割いるんですね。だから、やはりできるだけ大きな車が入らない形を考えていただくのが一番ベストだなと思うし、さっきの公用車の件に関しても、国民宿舎跡地に置いていたときに、もし傷つけられたり、はよ出ようといったときに出れなかったときとか、そういうことも考えられると思いますので、その辺はやはり総務のほうでしっかり目を通していただきたいなと思いますけども、その辺は何かお話ありましたか。

○議長（長谷川建策君） 田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） それについては話はしておりますが、今後、私たちとしまして、湯布院の駐車場の問題は非常に大きな課題ですので、その点も含めまして、総務のほうに進言していきたいなと思っておりますので御了承願いたいと思います。

○議長（長谷川建策君） 加藤幸雄君。

○議員（１１番 加藤 幸雄君） それと、公用車のところと向こうの芝生のところに駐車場を設けるということなんですけど、ちょっと隙間があるんですけど、あそこは通路として通られるようになるのかどうか。じゃないと、ぐるっと回るとなると、かなり行ったときにもう車の止めるところがなくなっているということもあるんじゃないかなと思いますけど、その通路はどうなっていますか。

○議長（長谷川建策君） 田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） それについては確認はしておりますが、一応確認をして、確かめておきたいと思います。

○議長（長谷川建策君） ほかに質疑ありませんか。高田龍也君。

○議員（４番 高田 龍也君） 総務常任委員長にお伺いします。

由布川峡谷遊歩道路肩復旧工事であります、この間、遊歩道の復旧工事をした後に、またこの路肩が崩れていると、路肩の流出をされているということなんです、これ、原因は何かということはお伺いしていますでしょうか。

それともう一点、公民館跡地、ラックホールの駐車場確保の件なんですが、団体の聞き取りを、理解を得られたと書いておりますが、今月初めの私の一般質問では各種団体の総意は取っていないという形だったんですが、これ、いつ総意を取られたのかということと、今回、この議案として予算措置をされておりますので、こういう予算措置をする前に各種団体の総意を取るべきだったんじゃないのかというお話しはされたのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（長谷川建策君） 田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） それでは初めに、由布川峡谷の路肩について説明いたします。

確かに工事はしているんですが、路肩については、そのままの状態になっております。近年やはり非常に雨が多いので、どうしても、その、側面ですか、あれがどんどん削られると穴が開きますので、今回はその路肩の部分について補修をするということをお伺いしています。でないと、どうしても由布川峡谷の、見たら分かると思うんですけど、さらさらした、小石のような、あの状態が多いと思いますので、本来は先にすべき、一緒にすべきであったかなという意見も出ましたし、今後、そういうところは注意して工事をしていただきたいということを進言しております。

それと、ラックホールの駐車場ですが、私たちもその辺が気になりましたので、委員会で審査するときをお願いをしました。6月の23日にそれぞれの団体の方を集めていただいて、その辺の確認を取っております。その中で、皆さんがこれならいいですということでしたので、今回のこの採択に至りました。それまではやはり先に取りべきだとか、いろんな意見も出ました。そういったことも全て執行部のほうに進言しておりますので、今後、このことがないように進めていただきたいということで、今回、全員一致で可決しました。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） ありがとうございます。路肩復旧の件に関しましては、事前調査をしっかりとすべきだったのかなと思いますので、それも付け加えていただきたいと思いますし、その設計の在り方というものも現状の進め方でいいのか、一番最初にまとめてやっとならば、これは挟間における重要な観光施設でありますし、仮に人が歩いているときに、もし事故とかあった場合にはもう取り返しがつかないかなと思います。そういうところもしっかり審議、今後していただきたいと思います。

それと、公民館跡地の件ですが、今、聞き取りを総務常任委員会のほうでされたということなんですが、執行部はいつされたんでしょう。この議案として、私たちは、今、審議していますが、執行部からの話というのはなかなか聞けてなかったものですから、それがこうやって予算措置をするときというのが、やっぱりそういう各種団体で来てますので、その団体の総意があって執行部とお話をしながら私たちが審議するもんかなと思ってたものですから、先に総務常任委員会の皆さんがしっかりやってくれたっちゃうことはありがたい話ですが、順番としてはなぜこうやっ

てこの議案を早く進めたかったのかちゅうところも、決められたのか、お聞かせください。

○議長（長谷川建策君） 田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） お答えいたします。

委員会のときにやはりそんな意見いろいろ出ました。それがないために1日延ばしてまとめに入ったんですけど、6月の23日に、夕方、副市长、それから課長が自治委員会から4名、それから女団連から6名、老人会から2名、それと飲業組合から1名、その方を招集していただいて、市側のほうから丁寧に説明していただき、同意を得たということです。それを受けまして、次の日に私たちはもう一度この件を検討して結果を出したということになっております。その辺は私たちも一番心配になるところでしたので、確認をしていきました。

以上です。

○議長（長谷川建策君） ほかに質疑はありませんか。鷲野弘一君。

○議員（17番 鷲野 弘一君） 産業建設常任委員長にお尋ねします。

プレミアム商品券につきまして、お尋ねします。

今回、この説明の中で、前回、質疑で出したんですけれども、現状、電子のほうは3分の1の利用、お店の側が対応ができないというふうに課長答弁されてましたけども、その辺やはり1対1で比率的に出しておりますけども、その辺の解消はどのようにしているのか、この文章の中にも書かれておる、事業者及び利用者の利便性向上というふうな言葉書いていますけども、どういうのがそれに当たるのかお尋ねします。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） お答えいたします。

副議長が一般質問された件についても、審議の対象としています。今後、今回は半分半分ということでございますが、市民の利用の頻度によってどちらが必要なものかということも見極めながらですが、今後、その電子化ということもありますので、一概に、その、やはり市民の利便性を考えた上で今後進めてほしいという意見で協議いたしました。

○議長（長谷川建策君） 鷲野弘一君。

○議員（17番 鷲野 弘一君） いや、聞いているのは、現状、課長がこの前3分の1しかまだ対応できる店がないというふうに言われていました。それで、比率を3分の2ぐらいまで今回増やした上でこういうふうなことをしているのか、使用する店が少ないのに、お店が少ないのに1対1の比率はちょっとおかしいんじゃないかと、その辺はどのように検討されたか、もう一度お尋ねします。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） 委員から、まだ事業者に説明が足りないということで、

要するに、皆さんが電子でやると手数料が取られるとかいうことの意見とかいうことが、事業者側が持っていましたが、確認したところ、その手数料等は一切かからないということでございましたので、その辺を事業者に丁寧に説明をして、増やすように努力していただくような意見が出ました。

○議長（長谷川建策君） 鷲野弘一君。

○議員（１７番 鷲野 弘一君） 質問の３回目ですが、今回で電子も３回目なんですね。ほいて、この３回目の中に、今回３回目なんですけど、そのやってきた中で、もう少しその辺の払拭されることがあってよかったんじゃないかというふうに思うんですけど、だから、そういう実績を持った上で今回１対１の比率にするなら意味は分かるんですけども、本当にその３分の２ぐらいまで増やすことができるという確信を持った上でこういうのを出されたのかどうか、承認をされたのか、もう一度そこをお尋ねします。

○議長（長谷川建策君） 加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） そういった議論は全体としてはしていません。それぞれの、皆さん意見が出されたことについては、この半々で、今回、しかしながら、その電子の対象者を増やすということが、やはり市としての、そういった努力をしていただいて、その電子の業者さんを増やすような努力をしてほしいということの意見が委員の中から多く出たということがあります。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 佐藤郁夫君。

○議員（１３番 佐藤 郁夫君） 教育民生常任委員長さんに確認という意味でお尋ねをいたします。

教育指導費３５４万円の中で、財源となる県支出金が３名分減額となった、これは新型コロナウイルス等々の緊急対策事業が終わったということで承知をしておりますし、特別支援員２名を配置したということで現場に、支障生じていないということで非常に安心をしております。ただ、教育委員会から令和６年度に向けて１名減の分の、早期、県と調整を図るように委員会としては意見をしてもらっています。

その中で、一つだけ確認です。こういう、資金はないけども、地方創生臨時交付金の活用っちゃうのは他の市町村でもかなり落とされた分を、それは充当の仕方なんだろうが、充当して、何とか先生の働き方改革の意欲をなくさんようにしようと、そういう努力をされている。だから、そういう、委員会から、そういう資金を使ってでも補正予算でまた今後対応したいと、そういう話があったかなかったかだけは、委員長、確認です。お願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 平松恵美男君。

○教育民生常任委員長（平松恵美男君） お答えします。

今、議員おっしゃりましたとおり、スクールサポートスタッフ2名については、特別支援員2名を配置したということで、現場には支障がないようにしておりますという答弁をいただきました。

一方、また、学習指導員1名については、減ということでございます。この分については、現状での別の1名を充てるというようなことについては、具体的に確認はできておりません。

そういう中で、特に先生の働き方改革の推進中の中で、こういうふうなことにどうしてなるのかなというようなこともお伺いしましたし、今後についても、ここに書いておるとおりでございますけど、執行部からの答弁によりますと、文部科学省から国庫の事業の内示があったということで、これが3月24日というふうに記載されております。学習指導員配置については、非常に厳しい査定結果となっておりますということで、県から市のほうにメールが届いたということで、その時点での協議はなかなかされなかったと、時間がなかったというふうにお聞きしておりますが、今後については、早急に県との調整を図るようということをお願いしましたし、現状では1名の欠の分については代わりをとすることは確認できておりません。

以上です。

○議長（長谷川建策君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） この議案第54号のマイナンバーの交付事業があれほど全国的にトラブルが発生して、そして、今、保険証とひもづけされていくという中で、大きな不安や混乱が医療現場でも心配されておるということを聞いております。このような、ある意味欠陥だらけのマイナンバーを、本来は任意でということで始まったものが保険証とひもづけされると、これはもう強制になってしまいます。

なお、これらによつての、仮に被害が起こっても政府は何の責任も取りません。そういった便利さと引き換えにリスクも承知の上でマイナンバーを取得したということでしかないように聞いております。こういった予算がこれに含まれているということで、私は、この議案については反対の立場です。

○議長（長谷川建策君） 原案に賛成の方、討論ありませんか。佐藤孝昭君。

○議員（3番 佐藤 孝昭君） 一般会計補正予算に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど反対討論で言われましたマイナンバーにつきましては、当常任委員会でも検討されてきました。マイナンバーの、今の世間を騒がしております部分についても、委員会の中でも話をさ

せていただきまして、基本的にはもうヒューマンエラーだということでありまして、これはもう窓口で執行部の方がしっかりと対応していくということが確認できましたので、この事業的には進めるべきだなというふうに思っておりますし、そもそもマイナンバー自体は医療保険、介護保険、それから年金、複雑な番号が存在しております。その部分を統一をして行政の手続、それから事務経費、そういうものを減らしていこうという中の一環の事業と聞いております。

そういった中で、これができますと、コロナ給付が国民の一人一人のところに届けるのも事務手続き的にも簡単にできる、早急に届けることができるというような制度になってくるものというふうに思っておりますので、しっかりとこういうエラーはないような形は十分窓口で対応していただきまして、丁寧に対応していただきまして、この部分については、このまま進めていって不安のないように行政の方には丁寧にさせていただきたいなというふうに思っておりますけれども、このままこの事業は進めるべきだというふうに思っておりますので、賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（長谷川建策君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立15名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第55号、令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第56号、令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第57号、財産の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第58号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。加藤幸雄君。

○議員（11番 加藤 幸雄君） この工事はもう最初から防衛予算でずっとかかっております。

防衛予算で、8年度の完成に向けて工程、工期を遵守するようにと意見を付しておりますので、できれば防衛予算ではなくて一般会計で出して、防衛予算が入ったときに振り替えるという形を取っていただければありがたいと思いますので、できるだけ早く子どもたちが通るスクールバスもありますので、早めに造っていただきたいということで、賛成の討論します。

○議長（長谷川建策君） 反対やな、反対の討論ですね。（発言する者あり）

賛成の討論の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 反対の討論の方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論を終わります。

これより議案第５８号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。もう一度、お願いします。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第１８、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。令和４年度決算認定の審査のため、委員会条例第６条の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く１６人の委員で構成する決算特別委員会を設置することといたします。異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、１６人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く１６名の委員を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

休憩中に決算特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、報告をいたします。

委員長に鷲野弘一君、副委員長に田中真理子さん、以上のとおり互選された旨報告がありました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

お諮りします。ただいま市長より報告2件及び各委員会から閉会中の継続審査調査申出書が提出されております。この3件を日程に追加し、議事日程第6号の追加として議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、この3件は、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることを決定いたしました。

追加日程第1. 報告第9号

追加日程第2. 報告第10号

○議長（長谷川建策君） まず、追加日程第1、報告第9号及び追加日程第2、報告第10号を一括上程します。

初めに、追加日程第1、報告第9号、専決処分の報告について及び追加日程第2、報告第10号、専決処分の報告についてについて、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま追加上程されました2件の報告案件につきまして、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第9号の専決処分の報告については、公用車の接触事故による和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第10号の専決処分の報告については、由布市みことピアの管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

私からの説明は以上です。詳細につきましては、担当課長より説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、詳細説明を求めます。

まず、報告第9号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。報告第9号について詳細説明をいたします。

報告第9号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月27日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和5年6月13日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は、記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和5年3月28日午後2時30分頃、湯布院町由布院玉の湯の駐車場内において、甲の運転する車両が後退した際、駐車していた乙の車両前方のナンバープレートに接触し、乙の車両に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を6,820円と定めたものでございます。

末尾に、当該車両の損害状況の写真を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、報告第10号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（庄 忠義君） 総務課長でございます。報告第10号について詳細説明をいたします。

報告第10号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月27日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和5年6月14日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページでございます。

事故の当事者は、記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和5年5月25日午後2時30分頃、由布市庄内町庄内原の由布市みことピアにおいて、敷地内に設置されていたマンホールの蓋が破損をしていたため、乙が当該マンホールの上に足を踏み入れた際、蓋が割れて右足が落ち込み、乙が受傷した事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を6,750円と定めたものでございます。

末尾に、現場の状況写真を添付をしております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 以上で、報告2件の提案理由並びに詳細説明が終わりました。

まず、報告第9号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、報告第10号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤孝昭君。

○議員（3番 佐藤 孝昭君） ちょっと質疑をさせてください。

この事件の部分については過失割合が100%ということで、乙の方がけがをされたということとありますので、先ほどの物損とは違いますので、少しこれで聞かせていただきたいと思いますけど、このことが起こって、どういう、蓋が割れておるような感じですけど、老朽化とかそういった問題だとは思いますが、これを受けてどのような市は対応を、ほかのところもあるんだと思うんですけど、そういったところの点検とかを行ったのかと、それからあと、今後、こういうことがないように何課がどういうことをやっていくのか、再発防止の方向を教えていただきたい。100%の過失でありますので、そのような対策をするべきかなというふうに思いますので、その辺を聞かせてください。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（庄 忠義君） 総務課長でございます。今回の当該みことピアのこのマンホールの蓋につきましては、当日、応急対応として簡易の蓋を設置をし、5月の31日に耐圧仕様の蓋に交換を、設置を今しているところでございます。

それから、市の施設の管理状況につきましては、明日、月に1回の政策会議というものが、庁議の会議がございますが、その際に、施設全ての管理状況、目視による状況になろうかと思いますが、全部、全てチェックをするようにという指示をして、その辺の報告を受けるように、今、予定しております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 佐藤孝昭君。

○議員（3番 佐藤 孝昭君） もともとこれが設置されたときは、これも耐圧板だったと思うんですけど、これは経年劣化だとか、そういったものの原因が多いんだとは思いますが、先ほど言われましたけれども、各課で、そういう施設、対象のところの総点検をするというような形は取っているところで、再度、よろしいですか。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（庄 忠義君） お答えいたします。

これまでも各所管の課の方で、各施設ごとに点検というものはしていたというように思いますが、今回もこういう事案が生じたので、一斉点検をするということで対応したいと思っております。

○議長（長谷川建策君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） これで質疑を終わります。

追加日程第3．閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（長谷川建策君） 次に、追加日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることを決定いたしました。

○議長（長谷川建策君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これで令和5年第2回由布市議会定例会を閉会します。御苦勞でございました。

午後0時03分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員